

議案第 15 号

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 13 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年墨田区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

職員の休業の状況

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営の状況に係る報告事項に休業に関する事項を加える必要がある。